

京都市交通局管理規程第29号

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「, 理事」を削る。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)